

# 令和5年度性の多様性について知り、考えるイベント 企画・運営業務委託仕様書

## 1 業務の目的

県では、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進に向けて取り組む中、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を令和3年4月1日に施行しました。

条例に基づき、性の多様性についての理解が広がり、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを地域社会全体で進めていきます。

本業務は、性の多様性に関して学ぶことを通じて、県民の理解促進を図ることを目的としたイベントを実施するものです。

なお、本事業は、地方創生の充実・強化に向け、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業の支援などをする内閣府の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用し、実施するものです。

## 2 業務名

令和5年度性の多様性について知り、考えるイベント企画・運営業務

## 3 委託期間

契約日から令和6年3月22日（金）まで

## 4 委託業務の内容

### (1) イベント内容

性の多様性について学ぶということを通じて、県民の理解促進を図ることを目的とし、LGBT等の当事者または支援する立場である講師の講演もしくは、その方を含めた2名以上のトークセッションのどちらかを、次のア～クのことを要件とし、実施することとします。

ア. 100名以上の参加に努めることとします。

(会場参加者が50名以上になるよう努めること)

イ. 例えば映画やドラマ、漫画を題材とするなど、県民の関心を呼びやすい工夫をすることとします。

ウ. 開催時間は90分程度を想定しています。

エ. 質疑応答といった登壇者と参加者が対話できる時間を設けるなど、イベントを通じて参加者の共感が得られる内容となるよう工夫をすることとします。

オ. イベントの中で、県の取組について紹介することとします。

・「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」

について

- ・三重県パートナーシップ宣誓制度について
- ・みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～について
- ・企業向けガイドブック「性の多様性を認め合い誰もが働きやすい職場づくりのために」について

カ．講演またはトークセッションは県内会場で実施するとともに、オンラインでも配信することとします。

キ．当該イベントを契機とした啓発方法や取組について、事業者としての提案をお願いします。

ク．希望に応じて託児サービス、手話通訳もしくは要約筆記を実施すること。

なお、具体的な内容については、より効果的な内容となるよう、県と受託者が協議のうえ決定することとします。

## (2) イベントの事前準備及び当日運営、記録作成について

### ア．事前準備

イベントの企画・運営検討や出演者の選定、会場の確保、出演者との事前調整、シナリオ作成、資料の作成、参加者の募集等を行うこととします。また、オンライン配信に必要な設備や通信環境、機器等は受託者において準備することとします。

開催にあたっては、募集チラシ（1,000部以上）を作成し、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課に納品すること。

また、SNS等のWEB媒体等を活用し、効果的な集客や情報発信に努めることとし、募集の際は、県内会場とオンライン、どちらでの参加を希望するか確認することとします。

### イ．当日の運営

イベント進行、配信対応、参加者へのアンケート等による意見聴取等を行うこととします。

### ウ．記録作成

県のホームページに掲載できるよう、開催当日の様態について記録を作成することとします。なお、内容については、出演者の了承を得ることとします。

## 5 委託業務の実施条件

(1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けることとします。

(2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとします。

(3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の

業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとします。

- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は三重県に属するものとします。
- (5) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではないものとします。
- (6) 見積もりには、委託業務に必要な費用の一切を含めることとします。

## 6 必要書類の提出等

受託事業者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課（以下「本課」という。）に以下の書類を提出するものとします。

- (1) 業務計画書
- (2) 行程表
- (3) その他三重県が必要とする書類

## 7 納品する成果品

委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書（様式任意、A4判・両面印刷）を本課に提出して完了検査を受けることとします。

なお、業務完了報告書には次の項目を含まなければならないものとします。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (3) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (4) 上記資料に関する電子データ 一式（CD-R等）

## 8 業務に関連する資料

- ・「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」  
令和3年4月1日施行（別添資料1）
- ・「三重県パートナーシップ宣誓制度」実施要綱  
令和3年9月1日施行（別添資料2）
- ・「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン～LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認（SOGI）について理解を深め、行動する」  
令和4年4月改訂（別添資料3）
- ・企業向けガイドブック「性の多様性を認め合い誰もが働きやすい職場づくりのために」  
令和4年3月発行（別添資料4）

## 9 特記事項

- (1) 契約の履行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定を遵守してください。なお、個人情報の保護に関する法律第176条、180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - (ウ) 委託者に報告すること。
  - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が、(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。